

恵庭市告示第 35 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 26 日

恵庭市長 原 田



1 都市計画の種類
道路

2 都市計画を定めた土地の区域

種 別	名 称	起 点	終 点	主な経過地
幹線道路	3・2・128号 恵千通	恵庭市北柏木町1丁目	恵庭市戸磯	恵庭市中島町

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

3 縦覧場所 恵庭市企画振興部まちづくり推進課